# さいたま市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

## 第1 通則

### 1 目的

このガイドラインは、防犯カメラを設置及び運用するものが配慮すべき事項を定めることにより、市民のプライバシー保護を図るとともに、個人情報の適切な取り扱いに留意し、防犯カメラに対する信頼を確保しながら、市、市民及び事業者が協力して、安全安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### 2 定義

### (1)防犯カメラ

不特定多数のものが利用する施設や場所において、特定の場所に常 設する、画像記録装置を有する映像機器で、犯罪の予防を目的(犯罪の 予防を副次的目的とする場合も含む。)とするものをいう。

### (2)画像

防犯カメラによって撮影、記録されたものであって、それによって 個人を識別できるものをいう。

## 第2 設置に関する基本原則

### 1 設置目的の明確化

防犯カメラの設置者(以下「設置者」という。)は、犯罪防止など、設置目的を明確にし、その目的を逸脱した運用を行ってはならない。

### 2 撮影範囲と設置場所

防犯カメラを設置するにあたっては、設置目的に則して必要最小限の 範囲で撮影範囲を設定し、不必要な画像ができるだけ記録されないよう、 設置場所、台数、角度、画角を決める。

### 3 設置の表示

設置者は、撮影区域またはその周辺に、防犯カメラを設置していること、及び、設置者の名称を表示する。

## 第3 運用に関する基本原則

## 1 管理体制

## (1) 運用責任者

設置者は、防犯カメラ及び画像の適切な管理、情報の漏えい防止等 に配慮するため、運用責任者を指定する。

## (2) 操作担当者

運用責任者は、必要に応じて、防犯カメラに関わる機器の操作や、 画像の視聴(以下「操作及び視聴」という。)を行うことができる操 作担当者を指定する。

## (3) 操作及び視聴の制限

操作及び視聴は、原則として、運用責任者又は操作担当者(以下「運用責任者等」という。)が行うものとし、他の者が行う場合、運用責任者の許可を得なければならない。

## 2 画像の適正な管理

設置者は、画像について次のように取り扱うものとする。

### (1) 画像の保護

画像記録装置又は記録媒体については、施錠できる場所に保管し、 記録媒体一体型防犯カメラ等については、施錠可能なケースで保護す るなど、運用責任者等以外の者が外部へ持ち出しできないようにする。 また、画像を他の記録媒体へ複製し、又は送信する場合は、外部へ の漏えい等を防止するため、必要な措置をとる。

### (2) 画像の保存期間

画像の保存期間は、原則1カ月以内とする。1カ月を超えて定める場合、設置目的に照らして必要最小限とする。

個別の事情により、あらかじめ定めた期間を超えて特定の画像を保存する場合、理由を明確にしたうえで、管理上必要な記録を残す。

## (3) 画像の消去

保存期間が終了した画像は、上書き又は初期化などにより確実に 消去する。

記録媒体(記録媒体を内蔵している画像記録装置も含む。)を破棄する場合、画像の読み取りまたは復元ができないよう処分する。

## (4) 画像の加工禁止

画像は、撮影された状態のまま保存し、加工したものを保存してはならない。

### 3 秘密の保持

設置者及び運用責任者等は、防犯カメラの画像と画像から知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、それらを不当な目的のために使用してはならない。

このことは、設置者及び運用責任者等でなくなった後においても同様と する。

### 4 画像の提供

運用責任者等は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に画像 を提供してはならない。

- (ア)法令等に定めがある場合
- (イ)捜査機関から犯罪又は事故の捜査の目的で、文書により画像提供の 要請を受けた場合
- (ウ)個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを 得ないと認められる場合
- (エ)本人の同意がある場合、又は本人に提供する場合

なお、(ア)から(エ)に基づき第三者に画像を提供する場合、設置目的に照らして必要性を慎重に判断する。

また、提供する際に相手方の身分を確認し、提供した日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録する。

### 第4 設置者の青務

## 1 設置運用規程

(1) 設置運用規程の策定

設置者は、このガイドラインが示す基準を遵守して防犯カメラの設置及び運用が行われるよう、設置及び運用に関する規程(以下「設置運用規程」という。)を策定する。

### (2) 設置運用規程の遵守

設置者は、この設置運用規程を遵守しなければならない。

## (3) 設置運用規程の周知

設置者は、設置運用規程が遵守されるよう、運用責任者等に対し周知 徹底を図る。

併せて、設置運用規程に基づくマニュアル等を作成し、運用責任者 等に運用させる。

## 2 問い合わせ等への対応

設置者は、防犯カメラに関する問い合わせ又は苦情(以下「問い合わせ等」という。)を受けた場合、問い合わせ等の対象が設置目的又は設置運用規程に照らして適正な行為かどうか判断し、誠実かつ迅速に対応する。

## 3 防犯カメラの保守点検と撤去

## (1)保守点検

設置者は、防犯カメラに関わる機器を定期的に点検し、修理・修繕 等を行う。

### (2) 撤去

設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合、責任を持って撮影装置や設置表示を撤去する。

## 第5 その他

### 1 業務の委託

設置者は、防犯カメラの設置及び運用を含めた施設管理業務、警備業務等を委託する場合には、このガイドライン及び設置運用規程の遵守を 委託契約の条項に設けるなど、適正な設置及び運用を遵守させなければならない。

## 2 見直し

このガイドラインは、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 附則

### (施行期日)

このガイドラインは、平成27年3月20日から施行する。